

消防職員委員会辞令交付式を実施しました

去る令和元年5月15日（水）、消防職員委員会委員と意見取りまとめ者の辞令交付式を行いました。

消防職員委員会とは、平たく言いますと、消防職員の皆さんに次のような仕事に関する意見を幅広く求め、より一層働きやすい職場を作っていくこと、また、それに伴って職員間の意思疎通を図るとともに、職員の士気を高めることによって、円滑な消防運営に寄与することを目的とした消防組織法第17条に基づく制度をいいます。（詳しくお知りになりたい方は、[こちら（消防庁HP）](#)をご覧ください。）

1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

- 例
- ・賃金その他給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
 - ・昇任及び懲戒等の基準
 - ・労働に関する安全、衛生及び災害補償
 - ・職場環境、レクリエーション

2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

- 例
- ・制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽等
 - ・空気呼吸器、携帯無線機等

3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

- 例
- ・消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
 - ・消防車両、消防資機材等

消防職員委員会は委員長及び委員で構成しており、塩釜地区消防事務組合の場合は、委員長を消防本部次長とし、委員は消防本部や消防署ごとに2名ずつ合計12名が消防長から指名されます。指名された委員は、自分自身の消防職員としての知識、経験に基づき、公平公正な立場から委員会に提出された意見に対し意見を述べる重要な任務があります。また、委員会とは別に、「意見取りまとめ者」という職員も、消防本部や消防署ごとに1名ずつ合計6名が消防長から指名されます。意見取りまとめ者は、職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出するなどの大切な任務があります。任期は原則、委員が1年、意見取りまとめ者が2年となります。



静粛に包まれた式のなか、皆、真剣な表情で消防長から辞令を受けました。



塩釜地区消防事務組合マスコットキャラクター「塩坊（しおぼう）くん」